

# 福島市インバウンドデジタルプロモーション業務委託 仕様書

## 1 業務名

福島市インバウンドデジタルプロモーション業務委託

## 2 目的

- ・ 本事業は、福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))を活用し、本市の魅力を継続的に発信する体制を整えるもの。
- ・ 外国人観光客に対する入国制限が緩和され、インバウンド需要が高まっていることから、本市の魅力を積極的に発信し、誘客につなげる必要がある。社会的認知度の高いSNSプラットフォーム(Instagram等)を活用したプロモーションを行うことで、本市の認知度向上および誘客促進、原子力災害による風評払拭を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

## 4 委託業務の概要

- (1) SNSを活用した魅力発信
- (2) インスタグラムプレゼントキャンペーンの実施
- (3) インフルエンサーと連携したプロモーション
- (4) 在日外国人と連携したプロモーション

## 5 委託業務内容

### (1) SNSを活用した魅力発信

#### ア SNS投稿作成

受託者は、本市の観光スポット等の記事を作成し、SNSに投稿すること。

#### ① 投稿の仕様

- ・ メインターゲットは台湾(FITを想定)とする。
- ・ 使用言語は繁体字とすること。
- ・ 本投稿は(2)インスタグラムプレゼントキャンペーンの実施、(3)インフルエンサーと連携したプロモーション及び(4)在日外国人と連携したプロモーションと連動し、当該施策のランディングページとして機能する内容とすること。
- ・ 観光地、体験、食等をテーマとし、本市の魅力を十分に発信できるものとする。

#### ② 投稿の拡散

- ・福島市観光交流推進室公式インスタグラムアカウント(繁体字)で投稿すること。
- ・投稿に使用する画像やキャプションを繁体字で作成すること。

## イ 動画制作

受託者は、本市の観光魅力を効果的に発信するため、以下のとおり動画制作を行うこと。

### ①動画の仕様

- ・メインターゲットは台湾(FITを想定)とする。
- ・使用言語は繁体字とし、繁体字によるテロップ等を付すこと。
- ・動画は、SNSで活用することを想定し縦型動画(9:16)とすること。
- ・制作本数は計3本以上作成すること。
- ・動画は以下の役割を満たすこと。
  - a.認知拡大や本市の魅力訴求が期待できる内容とすること。
  - b.本市農産物を紹介し、誘客及び風評払拭を目的とした動画(1本以上)
- ・効果的な秒数にまとめること。
- ・観光地、体験、食等をテーマとし、本市の魅力を十分に発信できるものとする。
- ・演出等の企画構成は提案事項とする。

### ②動画の配信

- ・福島市観光交流推進室公式インスタグラムアカウント(繁体字)または訴求力のあるSNS媒体で投稿をすること。
- ・投稿に使用する画像やキャプションを繁体字で作成すること。

## ウ 広告配信

受託者は、上記ア、イで作成した投稿及び動画を活用し、台湾市場に向けた広告配信を実施するものとする。

### ①配信の仕様

- ・広告配信媒体は台湾向けプロモーションにおいて効果が見込まれる媒体を選定すること。
- ・年齢層・興味関心等のターゲット設定を適切に行い、効果的な配信設計とすること。
- ・広告の遷移先については、上記アで制作したランディングページとする。
- ・配信期間及び規模については、事業効果が最大化されるよう設計すること。

## エ 効果の測定及び報告

- ・本業務における成果指標1は、上記ウで配信した投稿の閲覧数のKPIを設定し、その根拠を示すこと。

- ・本業務における成果指標2は、上記ウで配信した動画の総再生回数のKPIを設定し、その根拠を示すこと。  
 なお、動画の総再生回数のKPIの目安として、以下の水準を参考に提案すること。  
 総再生回数:30万回以上
- ・成果指標を含めた広告配信における分析結果を文書等で報告すること。

## (2)インスタグラムプレゼントキャンペーンの実施

### ア キャンペーンの仕様

- ・福島市観光交流推進室公式Instagramアカウント(繁体字)を活用し、プレゼントキャンペーンを運営(企画・広報・その他事業に必要なすべての業務)するものとする。
- ・メインターゲットは台湾とすること。
- ・応募条件を適切に設定すること。
- ・景品の配布場所は本市内の指定の場所において行うことを基本とする。
- ・受け渡しにあたっては、来訪者数、来訪者属性及び来訪に至った経路について把握・分析すること。
- ・景品の内容は台湾人に対し本市の魅力が伝わる内容とすること。

### イ 効果測定及び報告

- ・本業務における成果指標は、参加者数でKPIを設定し、その根拠を示すこと。
- ・成果指標の分析結果及び参加者の国籍について文書等で報告すること。

## (3)インフルエンサーと連携したプロモーション

### ア インフルエンサーを起用した発信

受託者は、台湾向けに影響力を有する在日インフルエンサーを1名以上起用すること。

#### ①インフルエンサーの仕様

- ・起用するインフルエンサーは本市を訪問し、現地での体験に基づく情報発信を行うこと。
- ・インフルエンサーは以下の役割を担うものとする。
  - a.上記(2)のキャンペーンの周知・拡散。
  - b.本市の観光魅力の発信。(素材は新規)
- ・取材時期は令和8年7月～8月とする。
- ・台湾人が興味を持つ本市の観光スポットを選定すること。
- ・観光スポットの選定には台湾人の視点を入れ、選定根拠を示すこと。

- ・インフルエンサーのSNSアカウント等で広く拡散し、台湾向け情報の認知拡大を図ること。1名につき3投稿以上本市の魅力を発信すること。
- ・インフルエンサーの選定にあたっては、フォロー属性や過去実績等のデータに基づき、選定理由を明確にすること。
- ・インフルエンサーの訪問に係る移動手段及び関連費用は受託者の負担とすること。

## ② 特記事項

起用したインフルエンサーが、下記いずれかに該当すると判断される場合、委託料の減額を求めることがある。

- ・公序良俗に反する行為、違法行為、または社会的に不適切と判断される行為や言動により、本市のイメージを著しく毀損されるおそれがある場合。
- ・SNSその他公の場における不適切な行為や言動により、世間の批判・炎上を招いた場合。
- ・刑事事件に関与した場合又は重大な民事責任を負う行為を行った場合。

## イ 効果測定及び報告

- ・本業務における成果指標は、インフルエンサーの投稿のエンゲージメント等でKPIを設定し、その根拠を示すこと。
- ・成果指標を含めた分析結果を文書等で報告すること。

## (4) 在日外国人と連携したプロモーション

### ア 在日外国人と連携した情報発信

- ・受託者は、在日外国人(本市内大学に在籍する留学生又は本市内在住外国人)を活用し、本市における体験等に基づく情報発信を行うこと。
- ・在日外国人と連携し、主に台湾に向けてデジタル媒体を活用し発信すること。
- ・在日外国人は、台湾又はアジア圏出身の者を基本とし、本市のターゲット市場である台湾への訴求効果が見込まれる属性を有する者とする。
- ・発信内容は受託者の提案によるものとするが、在日外国人が撮影・制作した動画の発信を必須とする。
- ・在日外国人による動画制作については、撮影ツアー等を実施するものとする。
- ・撮影ツアー等には撮影及び編集の指導者、管理者兼催行者が同行し、台湾に対して訴求力のある本市内のコンテンツを紹介すること。
- ・紹介するコンテンツの選定根拠を示すこと。
- ・動画撮影に係る移動手段及び関連費用は受託者の負担とすること。
- ・動画の質の向上を目的とした、動画制作に関する研修等を実施すること。
- ・発信媒体及び回数は、台湾向けプロモーションにおいて効果が見込まれる内

容とすること。

- ・具体的な発信手法、活用媒体、在日外国人の選定、研修内容等については、台湾向けプロモーションにおいて効果が見込まれるものとし、受託者からの提案によるものとする。
- ・参加する在日外国人の人数は、発注者と協議の上決定するものとするが、最低5名以上参加するものとする。

#### イ 効果測定及び報告

- ・本業務における成果指標は、動画の再生回数やエンゲージメント数等でKPIを設定し、その根拠を示すこと。
- ・成果指標を含めた情報発信における分析結果を文書等で報告すること。

## 6 納品

### (1) 成果物

- ① 制作した動画のDVD等のメディア
- ② 広告配信のターゲットの再生回数等、その効果が分かる資料
- ③ 制作・撮影した動画の概要版資料
- ④ SNS発信実績(プレゼントキャンペーンを含む)とその効果が分かる資料
- ⑤ その他本業務で作成した資料のうち、本市が指示する資料

### (2) 報告書

- ① 事業報告書
- ② 実績額報告書(事業にかかった経費について報告すること。)
- ③ 経費にかかる領収書の写しまたは支払額の根拠資料(本市が指示した資料を提出すること。)

### (3) 納品場所

福島市の指定する場所

## 7 本委託の実施上の留意事項等

### (1) 実施体制

- ①受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。
- ②本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受注者が行うこと。
- ③企画立案、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成の業務一切を行うこと。

④本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映りこんだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾については、受注者において行うものとする。

⑤本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連絡すること。

## (2)特記事項

①受注者は発注者に対し、本著作物に関するすべての著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む)を譲渡する。

②受注者は、本著作物について、発注者および発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

③受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。

④本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

⑤本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議の上、定めるものとする。

## 8 担当課

福島市商工観光部観光交流推進室(担当:丹治・佐藤)

電話:024-572-5718

FAX :024-535-1401

E-mail:[kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)